

地域未来投資促進法に関する 事業者向け説明会の開催について

平成 29 年 7 月 31 日に施行された「地域未来投資促進法」では、県及び市町村が策定した基本計画に基づき、地域の事業者が地域経済牽引事業計画を策定し、県の承認を受けることで、先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置などの支援措置を受けることが可能となります。

多くの企業の皆様にご活用いただくため、法律の概要、基本計画、支援メニュー、地域経済牽引事業計画の記載方法等についての説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

1 日時及び会場

場 所	日 時	会 場
横 浜	平成 31 年 4 月 25 日 (木) 9 : 30 ~ 11 : 30 (受付 9 : 10 ~)	横浜市開港記念会館 2 階 6 号室 (横浜市中区本町 1 丁目 6 番地)
海老名	平成 31 年 4 月 25 日 (木) 15 : 00 ~ 17 : 00 (受付 14 : 30 ~)	神奈川県立産業技術総合研究所 海老名本部 カンファレンスルーム (海老名市下今泉 7 0 5 - 1)

※ いずれかご希望の会場にお越しください。

2 内容

- ・ 地域未来投資促進法の概要
- ・ 基本計画の概要
- ・ 支援メニュー
- ・ 地域経済牽引事業計画の記載方法
- ・ その他

3 参加申込み

4 月 19 日 (金) までに、以下の神奈川県ホームページの「申込みフォーム」から申込みいただくか、別紙「参加申込書」をファクシミリでご提出ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/chiikimirai/setumeikai.html>

4 問合せ先

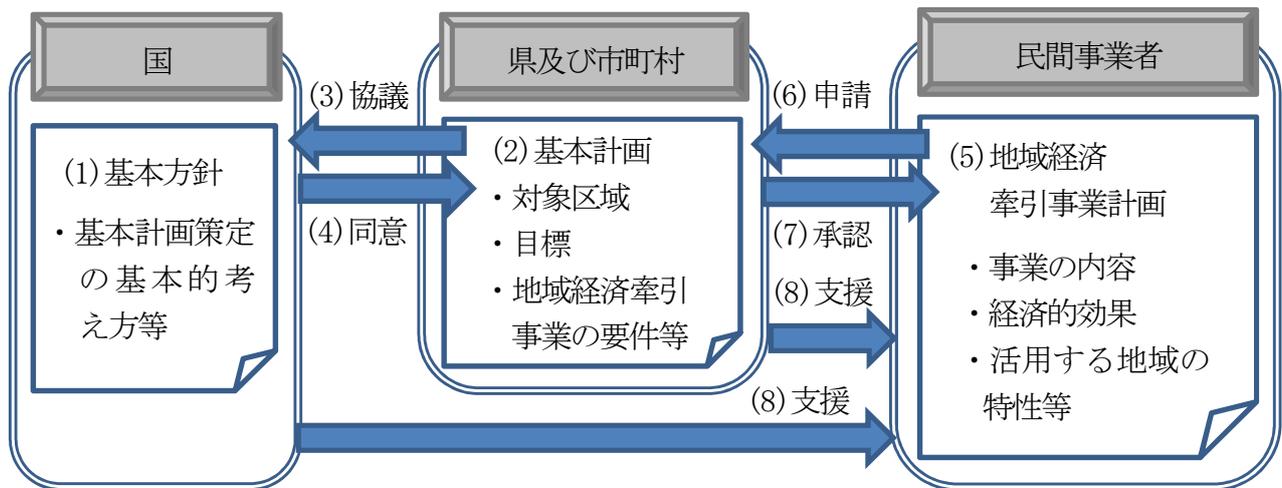
神奈川県産業労働局産業部産業振興課
新産業振興グループ 林
電話 : 0 4 5 - 2 1 0 - 5 6 3 6

地域未来投資促進法の概要

地域未来投資促進法とは

平成29年7月31日に施行された「地域未来投資促進法」では、県及び市町村が策定した基本計画に基づき、地域の事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、県の承認を受けることで、先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置などの支援措置を受けることが可能となります。

<制度の概要>



主な支援措置

1 課税の特例

先進的な事業に必要な設備投資に対する減税

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置	40%	4%
器具備品	40%	4%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

【要件】①先進性を有すること

②総投資額が2,000万円以上であること

③前年度の減価償却費の10%を超える投資額であること
(地方自治体が事業者として参画する場合を除く。)

④対象事業の売上高伸び率(%) ≥ 過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率(%) + 5%かつ対象事業の売上高伸び率(%) がゼロを上回ること

2 ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金等審査上の加点措置

3 日本政策金融公庫による融資制度

※ このほか、神奈川県独自の支援措置として、中小企業制度融資において、地域経済牽引事業計画を実行する中小企業の方を対象とした地域未来投資促進対応融資があります。

地域経済牽引事業として求められる事業内容

1 地域の特性の活用

以下の地域の特性及び活用戦略に沿った事業であること。

- ①京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区を中心とした医薬品、医療機器、再生医療等製品関連産業の集積を活用したライフサイエンス分野
- ②県西地域を中心とした健康関連産業の集積を活用した未病分野
- ③さがみロボット産業特区を中心としたロボット関連産業の集積を活用したロボット分野
- ④（国研）新エネルギー・産業技術総合開発機構をはじめとした研究機関・大学・企業等が持つ環境・エネルギー関連技術を活用した環境・エネルギー分野
- ⑤古都鎌倉や東京 2020 オリンピック競技大会セーリング競技会場の江の島をはじめとした多様な歴史・文化・スポーツ・自然・景観などの観光資源を活用した観光分野
- ⑥（国研）情報通信研究機構をはじめとした研究機関・大学・企業等が持つ I o T、A I 関連技術を活用した第 4 次産業革命関連分野
- ⑦自動車、航空機部品、I T / エレクトロニクス等関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑧（地独）神奈川県立産業技術総合研究所をはじめとした研究機関・大学・企業等が持つ新素材等の技術を活用した成長ものづくり分野
- ⑨三崎のマグロをはじめとした地域食材などの特産物を活用した 6 次産業分野

2 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 6,600 万円を上回る計画であること。

3 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で10%増加
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で10%増加
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が 5 %増加
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が 7 %増加

※ 本県では、地域経済牽引事業計画の作成を支援するため、専門的見地からの支援を実施する事業計画作成支援窓口を開設しています。

地域未来投資促進法に関する事業者向け説明会 参加申込書

担 当：神奈川県産業労働局産業部産業振興課

ファクシミリ：045-210-8871

【会場】

希望される会場に○をつけてください。

- ・横浜（4月25日9時30分～）
- ・海老名（4月25日15時～）

【出席者】

団体・法人		部 署	
役 職		氏 名	
電 話		電子メール	

（複数人で出席される場合にご記入ください。）

部 署	役 職	氏 名